

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第144号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課・子育て支援給付課

1 改正趣旨

令和7年9月10日付け児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)及び令和7年9月16日付け児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)並びに令和7年10月23日付け児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第92号)等が公布され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)における規定が改正されたため

3 改正内容

・虐待行為を規定した箇所の改正

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

・地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

保育所等の各施設等に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとした。

・健康診断方法の改正

母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとした。

・各職員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、母子生活支援施設の長、母子支援員の任用要件に追加した。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第27条の改正規定及び第28条第4号の次に1号を加える改正規定(こども家庭ソーシャルワーカーに係るもの)は、令和8年3月1日から施行する。

5 改正部分の抜粋

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| (虐待等の禁止) | (虐待等の禁止) |
| 第12条 児童福祉施設の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
| (入所した者及び職員の健康診断) | (入所した者及び職員の健康診断) |
| 第16条 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断の結果</u> を把握しなければならない。 | 第16条 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u> (以下この項において「 <u>健康診断等</u> 」という。)が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等の結果</u> を把握しなければならない。 |
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |
| | |
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |
| | |
| <u>乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査</u> | <u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u> |

| 現行 | 改正後 |
|---|--|
| (設備の基準) | (設備の基準) |
| <p>第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(4) 乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> | <p>第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> |
| (母子生活支援施設の長の資格等) | (母子生活支援施設の長の資格等) |
| <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> | <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p><u>(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u></p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> |

| 現行 | 改正後 |
|--|---|
| (母子支援員の資格) | (母子支援員の資格) |
| <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> | <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(2) 保育士(<u>法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。第32条第2項及び第36条において同じ。)</u>の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> |